

# プロポーザル方式に係る手続き開始の公示

次のとおりプロポーザルの提出を招請します。

令和8年5月22日

東広島市長 高 垣 廣 徳

## 1 業務内容

### (1) 業務名

東広島市地域包括支援センター運営業務

### (2) 業務の仕様等

プロポーザル説明書及び基本仕様書による。

### (3) 履行期間

令和9年4月1日から令和14年3月31日まで

### (4) 履行場所

次の圏域を担当する地域包括支援センターごとに事業者を募集する。

圏 域	担 当 区 域
西条北	西条朝日町、西条大坪町、西条岡町、西条上市町、西条御条町、西条栄町、西条昭和町、西条末広町、西条西本町、西条本町、西条町西条、西条町西条東、西条町下見、西条町寺家、西条町助実、西条町土与丸、西条町吉行、西条下見五丁目から七丁目まで、西条東北町、西条土与丸一丁目から六丁目まで、西条吉行東一丁目から二丁目まで、寺家産業団地、寺家駅前
西条南	西条町馬木、西条町大沢、西条町上三永、西条町郷曾、西条町下三永、西条町田口、西条町福本、西条町御菌宇、西条町森近、鏡山一丁目から三丁目まで、鏡山北、西条中央一丁目から八丁目まで、西大沢一丁目から二丁目まで、三永一丁目から三丁目まで、田口研究団地
八本松	八本松地区
志 和	志和地区
高 屋	高屋地区
黒 瀬	黒瀬地区
北 部	福富地区、豊栄地区、河内地区
安芸津	安芸津地区

### (5) 提案上限額（令和9年度から令和13年度まで）

圏 域	提案上限額
西条北	191,705,000円
西条南	158,960,000円
八本松	191,705,000円
志 和	124,050,000円

高屋	226,565,000円
黒瀬	191,890,000円
北部	198,080,000円
安芸津	124,100,000円

(消費税及び地方消費税相当額を含む。)

## 2 プロポーザル参加資格

- (1) 地域包括支援センターを適切、公正、中立かつ効率的に設置・運営することができること。
- (2) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の7の2第1項に規定する老人介護支援センターの設置実績を有する者、医療法人、社会福祉法人、包括的支援事業を実施することを目的とする一般社団法人若しくは一般財団法人又は特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人であること。
- (3) 介護保険法に基づく事業所指定を受けて東広島市内で3年以上事業所を運営している、又は東広島市内の地域包括支援センターから介護予防支援業務を受託した事業所を3年以上運営していること。
- (4) 介護保険法第115条の22第2項の規定に該当しないこと。
- (5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれにも該当しない者であること。
- (6) 本プロポーザルの公示の日から契約締結日までの間のいずれの日においても、東広島市の指名除外を受けていない者であること。
- (7) 東広島市税（東広島市に納税義務がない場合は、法人本部が所在する市町村における市町村税）、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (8) 役員の中に破産者及び拘禁刑以上の刑に処された者がいないこと。
- (9) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続き開始の申立又は民事再生法（昭和11年法律第225号）に基づく再生手続きの申立がなされていないこと。
- (10) 次のいずれにも該当しないこと。
  - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は東広島市暴力団排除条例（平成23年東広島市条例第16号）第2条第2号に規定する暴力団員等の統制の下にあるもの
  - イ 代表者又は役員が暴力団員等であるもの
  - ウ 暴力団又は暴力団員等に対して資金等を提供し又は便宜供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるもの
- (11) 宗教法人や政治活動を主たる目的としていないこと。

## 3 プロポーザル手続等

### (1) プロポーザル説明書及び仕様書等入手方法

プロポーザル説明書及び仕様書等は、東広島市のホームページからダウンロードすることにより、入手することができる。ただし、これにより難しい場合（ダウンロードができない場合を含む。）は、次のとおり交付する。

ア 交付場所

〒739-8601 東広島市西条栄町8番29号  
東広島市健康福祉部地域包括ケア推進課（東広島市役所本庁舎2階）  
電話（082）420-0984

イ 交付期間

令和8年5月22日（金）から令和8年6月5日（金）まで（東広島市の休日を定める条例（平成元年東広島市条例第6号）第1条第1項に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時までの間、随時交付する。

(2) プロポーザル参加資格の参加表明

ア 本件プロポーザルへの参加を希望する者は、プロポーザル説明書に明記されているプロポーザル参加表明書及び必要な添付書類（以下「プロポーザル参加表明書等」という。）を提出しなければならない。

確認の結果、プロポーザル参加資格に適合するとされた者に限り、プロポーザルに参加することができる。

イ 提出先

3(1)アの場所

ウ 提出期限

令和8年6月5日（金）午後5時

エ 提出方法

持参又は郵送等（書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者又は同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうちこれらに準ずるものに限る。）による。ただし、郵送等による場合は、3(2)ウの期限までに必着することとする。

オ プロポーザル参加資格の確認結果の通知

令和8年6月12日（金）までに通知する。

(3) 質問書の提出期限及び提出方法並びに回答方法

ア 提出先

3(1)アの場所

イ 提出期限

令和8年6月26日（金）午後0時

ウ 提出方法

持参、ファクシミリ又は電子メールによる。ただし、ファクシミリ又は電子メールによる場合は、イの期限までに必着することとする。その提出に当たっては、質問書が受付場所に到達していることを電話により速やかに確認すること。

エ 質問に対する回答方法

令和8年6月30日（火）までに東広島市ホームページに掲載する。

(4) 提案書の提出期限及び提出方法

ア 提出先

3(1)アの場所

イ 提出期限

令和8年7月6日（月）午後5時

ウ 提出方法

持参又は郵送等による。ただし、郵送等による場合は、イの期限までに必着することとする。

4 最優秀提案者の決定

(1) 審査方法

提案書の内容（プレゼンテーション・ヒアリングを行う場合においては、その内容を含む。）を基に、あらかじめ定めた提案書評価基準に従い、選定委員会が審査し、評価基準に定める要件を満たし、かつ、最も高い評価値を得たものを最優秀提案者として決定する。

(2) 評価基準

プロポーザル説明書による。

(3) 結果の通知

最優秀者を特定した後は、速やかに全ての提案書の提出者に対して、その結果を通知する。

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 契約保証金

契約締結の前に契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、東広島市契約規則（平成20年東広島市規則第14号）第34条第1項各号のいずれかに該当するときは、契約保証金を免除する。

(3) プロポーザル参加者に求められる義務

プロポーザル参加者は、契約を担当する職員からプロポーザル参加表明書等について説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(4) 契約書（当該契約書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）作成の要否

要

(5) その他

プロポーザル説明書による。

6 問い合わせ先

〒739-8601 東広島市西条栄町8番29号

東広島市健康福祉部地域包括ケア推進課（東広島市役所本庁舎2階）

電話（082）420-0984、ファクシミリ（082）426-3117

メールアドレス hgh200984@city.higashihiroshima.lg.jp